

ジェンダーからみた生活時間

東京大学社会科学研究所 准教授 佐藤 香

要旨

本稿では、2006年「社会生活基本調査」A票のデータをもちいて、ジェンダーによって生活時間がどのように異なるかを明らかにする。「社会生活基本調査」は、近年、ヨーロッパ統一生活時間調査（HETUS）プロジェクトの進展を受けて、国際比較分析が企図されているが、本稿ではまず、国際比較をおこなう際の注意点について述べる。続いて、配偶者の有無と就労形態から作成した世帯類型による分析をおこなった。世帯類型の構成からも、生活時間からも、女性のペイドワークへの参加が不完全であること、男性のアンペイドワークへの参加がきわめて小さいことが明らかにされた。女性のペイドワークへの参加のありかたはライフステージによって大きく規定されており、学歴や居住地域も規定要因となっている。一方、男性のアンペイドワークへの参加のありかたは、やはりライフステージと学歴、妻の就労形態、居住地域によって規定される。男性の長時間労働と女性の不完全就労は表裏一体の関係にあり、性別役割分業の解消によって、双方を是正することが望まれる。

1 「社会生活基本調査」の近年の動向

本研究では、日本の労働時間の特徴をとらえるために、「社会生活基本調査」の個票データを入手し、各研究者が分析をおこなってきた。「社会生活基本調査」は、いわゆる「生活時間研究」の一環として実施されている「生活時間調査」と呼ばれる調査である。

生活時間研究は、生活上におけるさまざまな活動のバランスをテーマとして、誰もが平等に持っている1日24時間の時間資源を、どのような活動にあてているかを明らかにする調査研究である。戦前から萌芽的な調査研究はおこなわれていたが、とくに戦後の高度経済成長のなかで、GNPやGDPでは測定できない「生活の豊かさ」を示す客観的な指標として注目された。日本では1960年からNHK世論調査部による「国民生活時間調査」が定期的実施されており、1976年以降には総理府（現在は総務省統計局が担当している）による生活時間調査が「社会生活基本調査」として5年ごとに実施されている¹。

以上のように、日本では生活時間調査が比較的早く制度化されたといえるが、この時期、

¹ 「全国生活時間調査」「社会生活基本調査」のいずれも、基本的に10月中の一定期間のうちの連続した2日間について、15分ごとの行動を回答することが求められる。「全国生活時間調査」が個人調査であるのに対して、「社会生活基本調査」は世帯調査であり、この点が大きく異なる。生活時間研究についての詳細は、矢野（1995）、矢野・連合総合生活開発研究所（1998）、水野谷（2005）などを参照のこと。なお、国際的な生活時間の比較調査も1960年代からおこなわれており、1970年には国際生活時間学会が設立されている。

ヨーロッパでは生活時間調査が普及していたのは一部の国にとどまっていた。その有用性が広く認識されるようになったのは、社会経済のグローバル化が本格化した 1990 年代に入ってからであった。これを受けて、1992 年には EU 統計局 (Eurostat) が中心となり、ヨーロッパ統一生活時間調査 (Harmonized European Time Use Survey : HETUS) が立ち上がることとなる (水野谷 2010)。

総務省統計局では上記のヨーロッパの動向に着目し、「社会生活基本調査」の国際比較可能性を向上させる方策を取り入れてきた。1976 年以來の「社会生活基本調査」では、あらかじめ分類された行動を選択肢として示し、その選択肢をもちいて記入する「プリコード方式」を採用してきた。それに対して、HETUS では回答者が自由記述方式で詳細に行動を記入し、調査者が事後的に分類する「アフターコード方式」を採用している。この点をふまえ、2001 年の調査ではプリコード方式をもちいる「調査票 A」とアフターコード方式をもちいる「調査票 B」を併用して実施することとなった²。調査票 A は蓄積されてきた調査の時系列比較を可能にするものであり、調査票 B は HETUS をはじめとする国際比較を可能にするものといえることができる。けれども、調査票 B による調査が開始されたとはいえ、2001 年調査と、それに続く 2006 年調査では、国際比較をおこなうことは困難だった。その主な理由は、行動分類の定義が同一ではないためである。

一般に、生活時間調査では、回答者が記入した行動分類 (これを小分類という) を、いくつかのカテゴリにまとめて中分類とし、さらに中分類をまとめて大分類とする。調査票 A のプリコードによる行動分類は 20 分類、調査票 B のアフターコードによる行動分類は 2001 年で 62 分類、2006 年で 85 分類である。このように記入当初から分類 (分類数) が異なる場合は、それぞれのカテゴリに含まれる内容が異なる可能性が大きく、比較分析が困難であるだけでなく、その分析結果についても信頼性は低いものとなる³。

小分類が異なれば比較できないことからわかるように、中分類・大分類をもちいた集計結果の比較によっても、正確な結果を得ることはできない。たとえば、「社会生活基本調査」の個票データへのアクセスは、これまで、それほど容易ではなかったことから、集計票によって結果をみるが多かった。さらに、調査票 B はサンプル数が少ないことから、詳細な集計結果は公表されていない。そのため、公表された集計は、どうしても調査票 A のデータにもとづくこととなる。すでに述べたように、調査票 A の行動分類は 20 分類で、これよりも細分化された分類を得ることはできず、大分類では 7 分類となる。一方、HETUS データベースをもちいた国際比較表で採用されている行動分類は 13 の大分類である。その対照表を表 1・1 に示したが、国際比較が困難であることは容易に理解されよう⁴。

² 調査票 A のプリコードによる調査は約 73,000 世帯で、調査票 B のアフターコードによる調査は約 3,600 世帯で実施された。

³ 国際比較を可能にする調査票 B が導入された背景には、この比較不可能性の問題があった。同じ理由から、調査票 A と調査票 B の結果を比較することにも、あまり意味はない。

⁴ なお、表中の「一次活動」「二次活動」「三次活動」は調査票 A の集計における大分類である。

図表 1-1 2006 年「社会生活基本調査」A 票行動分類と HETUS 大分類

「社会生活基本調査」A票行動分類	HETUS大分類
1 睡眠	1 睡眠
2 身の回りの用事	2 身の回りの用事と食事
3 食事	3 仕事と仕事中の移動
4 通勤・通学	4 学習
5 仕事	5 家事と家族のケア
6 学業	6 ボランティア活動
7 家事	7 参加活動、交際、教養・娯楽
8 介護・看護	8 休養、スポーツ、趣味・ゲーム
9 育児	9 テレビ
10 買い物	10 マスメディア(テレビを除く)
11 移動(通勤・通学を除く)	11 移動
12 テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	12 うち通勤
13 休養・くつろぎ	13 その他
14 学習・研究(学業以外)	
15 趣味・娯楽	
16 スポーツ	
17 ボランティア活動・社会参加活動	
18 交際・つきあい	
19 受診・療養	
20 その他	

それに対して、調査票 B の集計における大分類は「1.有償労働」「2.無償労働」「3.学業、学習・研究」「4.個人的ケア」「5.自由時間」「6.その他」であり、調査票 A の集計と比べると、より国際比較を意識したものとなっている⁵。ただし、小分類における対応が十分でないため、2006 年調査の調査票 B でも、厳密な意味での国際比較は難しい。たとえば、「子どもと遊ぶ」行動を、「家事・育児」の一部とするか「趣味」とするかによって、集計したときに、それぞれの時間量が異なってしまう。このため、2011 年調査では、表 1-2 に示したように、HETUS データベースに対応した細分類を設けることとなっている⁶。

有償労働、すなわち労働時間を比較する際にも注意が必要である。HETUS データベースでは、仕事中の移動や出張・研修にともなう移動、仕事上の休憩、仕事における昼食、始業前の着替えの時間なども労働時間としてみなされることになっている。一方、これまでの「社会生活基本調査」では、仕事上の休憩や昼食、着替えの時間などは労働時間とみなされていないだけでなく、調査票 B であっても出張・研修にともなう移動は「移動」時間とされてきた。このため、HETUS データベースをもちいた大分類の労働時間（有償労働）と、「社会生活基本調査」の調査票 A の仕事時間では含まれる内容が異なり、日本の労働時間が短く見積もられることになってしまう。

⁵ 2006 年調査の調査票 B と HETUS データベースにもとづく 13 行動分類との対照表は総務省統計局の HP に掲載されている。(http://www.stat.go.jp/data/shakai/2006/pdf/kaisetub.pdf)

⁶ なお、2011 年調査の調査票 B の行動分類は小分類 90 分類、細分類 108 分類が予定されている。

図表 1-2 2011 年「社会生活基本調査」B 票における細分類案

	平成18年社会生活基本調査 調査票B小分類	HETUSデータベース行動分類	備考
21 家事	211 食事の管理	9 食事の準備 10 皿洗い	
	214 住まいの手入れ・整理	11 室内の掃除 12 その他の世帯維持	
	215 衣類等の手入れ	13 洗濯 14 アイロンがけ 15 手芸	
	21A 乳幼児以外の家族の介護・看護	22 身体的ケアの子どもの監督 24 その他の家事	= 子ども以外の家族の介護・看護
	21B 家族の身の回りの世話	22 身体的ケアの子どもの監督 24 その他の家事	= 子ども以外の家族の身の回りの世話
	21C その他の家事	17 家畜の世話 24 その他の家事 子どもに教える、本を読む、子どもと話す	
	—		
	231 買い物	21 買い物とサービス 24 その他の家事	= 商品の注文
	241 家事関連に伴う移動	46 その他の家事に関連した移動 45 子どもの送迎 44 買い物に関連した移動	
251 ボランティア活動	25 団体・協会の仕事 26 他の世帯に対する日常的な手助け		
53 教養・趣味・娯楽	539 趣味	36 その他の趣味とゲーム 35 その他のコンピュータ使用	
	53A ゲーム	34 コンピュータ(ビデオ)ゲーム 36 その他の趣味とゲーム 23 子どもに教える、本を読む、子どもと話す	= 17歳以下の子どもと(ゲームで)遊ぶ
	541 エアロビクス系スポーツ	32 ウォーキングとハイキング 33 その他のスポーツと野外活動	
61 移動	612 その他の移動	47 余暇に関連した移動 43 学業に関連した移動 4 主な仕事と副業 48 特定されない移動	= 出張・研修に伴う移動

たしかに、企業側からすれば、工作中的の休憩や始業前の着替えなどは労働時間とみなさないほうが合理的であろう。けれども、労働者側からすれば、それらは労働に必要な時間であり、他の行動をおこなうような自由な選択肢はないので労働時間に他ならない。その意味では HETUS データベースでの労働時間の定義が採用されるべきだと考えられる。

なお、「社会生活基本調査」も HETUS データベースも、短期間の調査であり、1日あたりの労働時間は、整合的な定義をもちいれば、かなり正確に比較できるが、年間労働時間のような長期の労働時間を、これらの調査から容易に算出することは難しい。長期の労働時間は、週休のありかたや有給休暇の取得状況などによっても変化するため、その算出にあたっては、これらの条件についての詳細な情報が必要になる。

2 長時間労働とワーク・ライフ・バランス

本報告書でも指摘しているが、OECD 統計、ILO 統計など、利用されているデータが異なっても、日本人の労働時間が長い傾向が認められている。これまで蓄積されてきた生活時間研究もまた、日本人男性の長時間労働を指摘してきた(矢野 1995、矢野・連合総合生活開発研究所 1998、水野谷 2007)。とくに国際比較調査のデータをもちいた場合、それはより顕著にあらわれている。

6 カ国の国際比較調査データ⁷をもちいた矢野・連合総合生活開発研究所（1998）では、1)日本の男性の労働時間の長さは、残業の他に職場での休憩時間・始業前や終業後に職場にいた時間・小集団活動の時間などの影響による、2)日本以外の男性では労働時間が減少すると家事時間が増加するが、日本ではその傾向がみられない、3)日本の男性の余暇活動では、知人との交際、喫茶店・クラブなどでの交際、家族・知人との会話、地域・ボランティア活動など社交的な活動が極端に少ない、4)時間配分における男女の差異は日本が最も大きい、5)女性の生活時間のパターンにみられる未婚／既婚の別による違いは日本が最大である、などの知見が得られている。日本人の生活時間の特徴は、男性の長時間労働と性別役割分業による男女の大きな違いにあるといえるだろう。後者の生活時間における性別役割分業の影響は、家政学や家族社会学における生活時間研究でも、必ずといっていいほど指摘されている（たとえば伊藤・天野 1989、大竹 1997 など）。

近年、ワーク・ライフ・バランスへの関心が高まるとともに、とくに日本的雇用慣行と深く結びついている男性正社員の長時間労働の是正が必要であると考えられるようになってきた（濱口 2009）。さらに八代は、日本的雇用慣行は専業主婦モデルを前提としており、男性正社員の長時間労働を是正するためには、働かない女性に対する暗黙の補助金を廃止する必要があると述べている（山口・樋口編 2008）。

大沢（2007）が指摘しているように、日本のような「男性稼ぎ主」型の生活保障システムは、「会社人間」および企業中心社会と表裏一体をなしている。男性正社員は長時間労働と引き換えに、自分自身の雇用と所得だけでなく、家族まで含めた社会保障を得ている。日本的雇用システムに組み込まれているのは、ほとんどが男性正社員である。男性正社員は、長期雇用という雇用機会の確保のほかに、子どもの教育費までを見込んだ生活給、配偶者控除や配偶者特別控除および子どもや老親の扶養控除といった税制措置、国民年金の第三号被保険者制度などを受けている。これらはすべて、政府による直接的な社会保障ではなく、企業を通じた間接的な生活保障である。正社員になれなかった男性、男性正社員と結婚できなかった女性などは、これらの生活保障システムから排除されてしまう。日本社会における性別役割分業は、社会システムのすみずみにまで、深く浸透している。

長時間労働は「男性稼ぎ主」型の社会システムが引き起こしている社会的な問題である。それを一部の人の問題に過ぎないとみなしたり、自発的な選択であるから政策的な介入は合理的でないとしたりすることは、この社会システム全体の問題から目をそらすことに他ならない。

また、ワーク・ライフ・バランスを子育て中の女性の問題とすることも不適切である。ワーク・ライフ・バランスが目指すのは、すべての人が、ペイドワーク（有償労働）・アンペイドワーク（無償労働）・睡眠時間などのパーソナルケア・余暇活動をバランスよくこなうことができる社会であるといえる。Patrushev（1972）は、社会の特定の層に時間資

⁷ この調査の対象国は、日本・アメリカ・イギリス・ドイツ・フランス・カナダである。

源が集中すると非効率が発生することを指摘している。男性正社員の長時間労働は、この人びとにペイドワークが集中していることを意味する。

水野谷（2005）は、生活時間研究におけるジェンダーの視点の重要性を強調している。性別役割分業を特徴とする日本社会で時間資源の配分バランスに着目する生活時間研究をおこなう以上、生活をともにしている世帯内での資源配分をこそ明らかにすべきだという主張である。「社会生活基本調査」は世帯単位でサンプリングされているが、総務省は世帯単位での集計をおこなっていない。研究者への試験的提供の段階を経て、2009年度から個票データの提供が開始されたが、世帯単位での研究成果はまだ多くない。

以上をふまえ、本稿では、「社会生活基本調査」2006年調査票Aの個票データをもちいて、世帯に着目し、ジェンダーによって生活時間がどのように異なるかを明らかにしていく。なお、A票の行動20分類を、HETUS大分類にあわせた7分類によって分析を進めていく。HETUS大分類と小分類の対応は図表2-1に示したとおりである。

図表2-1 HETUS大分類と「社会生活基本調査」A票の小分類の対応

大分類	小分類			
パーソナルケア	睡眠	食事	身の回りの用事	
ペイドワーク	仕事			
学業	学業			
アンペイドワーク	家事	介護・看護	育児	買い物
余暇	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	休養・くつろぎ	学習・研究(学業以外)	趣味・娯楽
	スポーツ	ボランティア活動・社会参加活動	交際・付き合い	受診・診療
移動	通勤・通学	移動(通勤・通学を除く)		
その他	その他			

3 世帯類型別の生活時間

3-1 世帯類型の分布

本節では、まず、世帯類型の分布をみることにしよう（図表3-1）。「社会生活基本調査」A票の個票データのうち、世帯主が20歳以上65歳以下で、世帯主が有職である世帯を対象とした。23,830世帯のうち、男性未婚世帯が8.4%、女性未婚世帯が3.9%、有配偶の男性世帯主世帯が84.9%、女性世帯主世帯が2.8%となっている⁸。

ここでは、全世帯の85%を占める男性世帯主世帯に着目することにしたい。世帯主（男性）および配偶者（女性）の就業状態をみたのが図表3-2である。世帯主（男性）では、正規雇用63.4%、非正規雇用7.0%、会社役員8.0%、事業主20.3%、家族従業者1.4%と

⁸ 図表3-1には平均年齢も示してある。

なっている⁹。一方、配偶者（女性）では、正規雇用 18.4%、非正規雇用 32.2%、会社役員 2.4%、事業主 3.0%、家族従業者 12.1%、無職 31.9%である。女性の就業率が上昇傾向にあるとはいえ、その大多数は非正規雇用であり、非正規雇用とほぼ同率の無職（専業主婦）が存在している。

図表 3-1 世帯類型の構成

	平均年齢	構成比
男性未婚世帯	(39.5)	8.4
女性未婚世帯	(37.0)	3.9
男性世帯主世帯	(49.1)	84.9
女性世帯主世帯	(47.7)	2.8
計 (世帯数)		100.0 (23,830)

図表 3-2 男性世帯主世帯における就労形態の分布

	世帯主(男性)	配偶者(女性)
正規雇用	63.4	18.4
非正規雇用	7.0	32.2
会社役員	8.0	2.4
事業主	20.3	3.0
家族従業者	1.4	12.1
無職	—	31.9
計 (世帯数)	100.0 (19,330)	100.0

図表 3-3 では、世帯主と配偶者の就業状態がどのような組み合わせになっているかを示している。世帯主の就業状態で上位 2 つの正規雇用と事業主について、配偶者の就業状態をみてみよう。世帯主が正規雇用である場合、その配偶者は正規雇用 21.1%、非正規雇用 37.1%、無職 36.7%である。世帯主が事業主である場合は、正規雇用 12.6%、非正規雇用 20.3%、家族従業者 44.1%、無職 17.7%となっている。世帯主が事業をおこなっている場合は、無職の配偶者は少なく、4 割強が家族従業者として仕事をしていることがわかる。

図表 3-3 世帯主の就労形態別・配偶者の就労形態

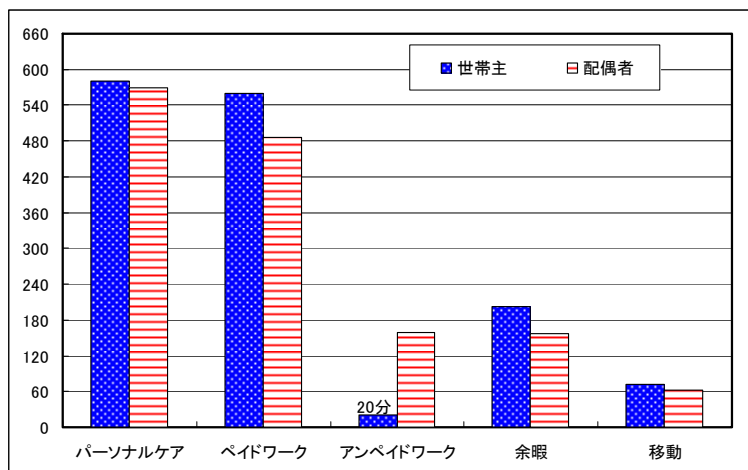
世帯主／配偶者	正規雇用	非正規雇用	会社役員	事業主	家族従業者	無職	計
正規雇用	21.1	37.1	0.2	2.3	2.5	36.7	100.0
非正規雇用	14.1	39.6	0.1	4.0	3.8	38.3	100.0
会社役員	17.1	19.6	25.9	2.9	8.3	26.2	100.0
事業主	12.6	20.3	1.0	4.3	44.1	17.7	100.0
家族従業者	7.8	17.5	0.7	7.1	44.8	22.0	100.0

⁹ なお、男性未婚世帯では正規雇用 64.3%、非正規雇用 20.0%、会社役員 1.6%、事業主 13.1%、家族従業者 0.8%、女性未婚世帯では正規雇用 62.8%、非正規雇用 28.4%、会社役員 0.9%、事業主 7.2%、家族従業者 0.8%となっている。

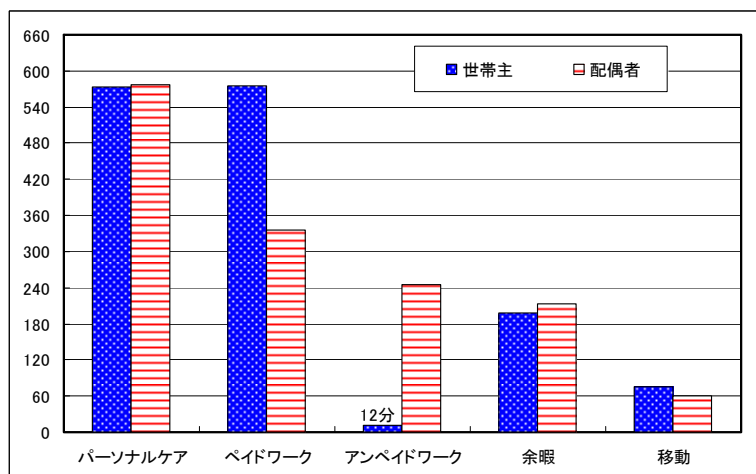
3-2 男性世帯主世帯の生活時間

図表3-2および図表3-3に示したように、男性世帯主の世帯では、世帯主が正規雇用で、配偶者が正規雇用・非正規雇用・無職のいずれかである類型が大部分を占める。そのため、以下ではこの3類型について生活時間をみていくことにしよう。

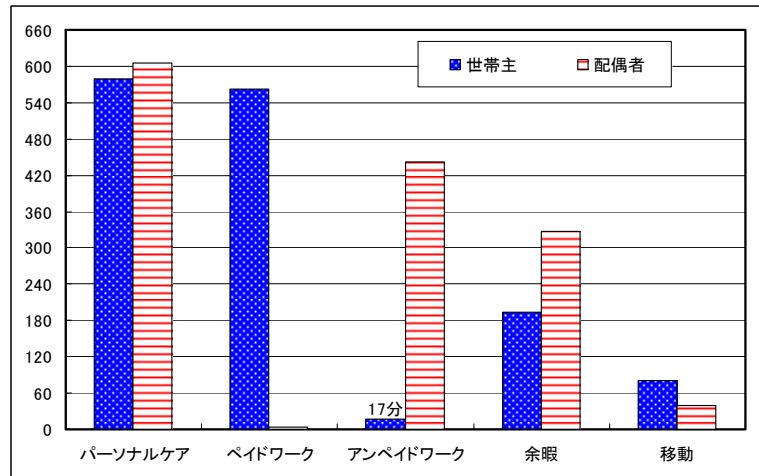
図表3-4 平日の生活時間（正規*正規）



図表3-5 平日の生活時間（正規*非正規）



図表 3-6 平日の生活時間（正規＊無職）



図表 3-4 は世帯主・配偶者ともに正規雇用の世帯（正規＊正規）の平日の生活時間の配分を示したものである。同様に、図表 3-5 は正規＊非正規、図表 3-6 は正規＊無職である。

正規＊正規の世帯からみていこう。世帯主のペイドワークが 9 時間 21 分であるのに対して、配偶者のペイドワークは 8 時間 7 分となっている。一方、アンペイドワークは世帯主が 20 分にとどまるのに対して、配偶者は 2 時間 40 分を費やしている。配偶者のペイドワークとアンペイドワークの合計は 10 時間 47 分と 11 時間に近く、その結果、睡眠などのパーソナルケアや余暇は世帯主よりも短くなっている。働く女性の二重負担は先行研究でも指摘されているが、この問題は根強く存在しているといえよう。

正規＊非正規の世帯では、世帯主のペイドワークは 9 時間 35 分、配偶者のペイドワークは 5 時間 35 分である。アンペイドワークは世帯主が 12 分、配偶者が 4 時間 5 分である。育児や介護などがあって 4 時間程度のアンペイドワークを必要とする世帯では、男性の家事を期待できないこともあって、女性が正規雇用（フルタイム）で働くことは難しい。そのためパートなど非正規での就労を選択していると考えられる。また、正規＊非正規世帯の女性では夫婦ともに 3 時間を越える余暇時間が確保されている。

男性世帯主の生活時間は、配偶者が正規であるか非正規であるかによって大きく異ならない¹⁰。時間資源という点からは、正規＊正規よりも正規＊非正規のほうが女性の負担は小さい。けれども、本田（2010）が明らかにしているように、主婦パートという働きかたは、その目的が「家計の補助」ではなく「生活の維持」へと移行しつつあるにもかかわらず、時間当たり賃金が低く、税制や社会保険制度などのために十分な収入を得ることができないという問題をはらんでいる¹¹。今後は、正規雇用の女性にみられる時間的な二重負

¹⁰ アンペイドワークの時間がやや異なるが、この点については、後でも少しふれる。

¹¹ しかも、次節でみるように、アンペイドワークに対する夫の協力が最も少ないのが、この世帯類型である。

担を解消しつつ、非正規雇用の女性の低収入を解消していく必要があるだろう。

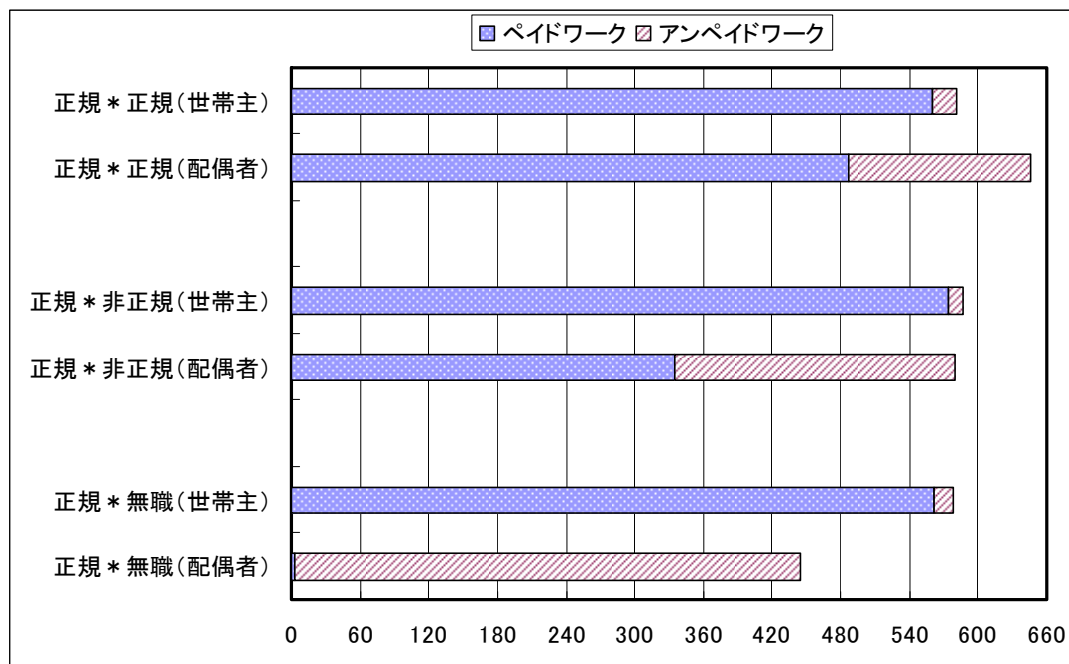
正規*無職の専業主婦世帯をみると世帯主のペイドワークは9時間 22分、アンペイドワークは17分である。それに対して配偶者のペイドワークは3分、アンペイドワークは7時間 22分となっている。他の世帯類型と異なるのは、世帯主の移動時間が1時間 20分と、他の世帯類型の世帯主よりも長い点である。また、育児や介護に多くの時間をとられる場合もあるだろう。この世帯類型では、配偶者の余暇時間が5時間を越えるが、豊富な余暇時間を享受している配偶者ばかりではなく、不本意ではあるが無職を選ばざるをえない配偶者も相当程度まで含まれている可能性がある。

以上の3つの世帯類型における世帯主と配偶者のペイドワーク・アンペイドワークを図表3-7に示した。正規*正規の世帯では女性の合計時間は10時間 46分となり、最も負担が大きい。正規*非正規の世帯では男性と女性の合計負担はほぼ等しい。正規*無職の世帯における女性の負担が最も小さいといえる¹²。

3-3 女性のペイドワークへの参加

前節でみたように、男性世帯主世帯で世帯主が正規雇用である場合、妻の就労形態は、非正規雇用(37.1%)>無職(36.7%)>正規雇用(21.1%)となっていた。専業主婦世帯が過半数を超えるという点では女性の就労が拡大しているといえる。だが、働きかたとして正規雇用ではなく非正規雇用が選択されている、すなわち平日のアンペイドワークを女性がほとんど一手に引き受けているという点では性別役割分業は根強く残っている。

図表3-7 平日のペイドワークとアンペイドワーク



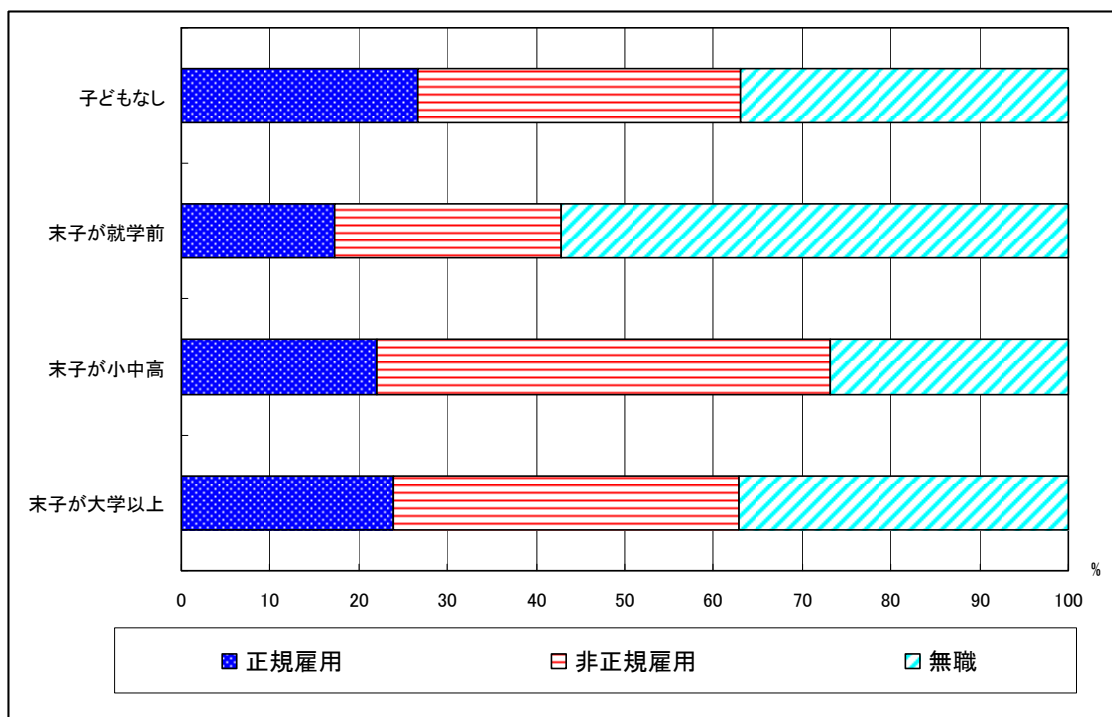
¹² 当然のことながら、このことは、育児期における時間資源以外の母親の負担を軽視するものではない。

図表3-7からも明らかなように、世帯主のペイドワーク・アンペイドワークの負担のありかたには、配偶者の働きかたによる影響はあまりみられない。それに対して、配偶者（女性）においては、働きかたによってペイドワーク・アンペイドワーク双方に対する時間配分が大きく異なってくる。正規雇用・非正規雇用・無職のいずれを選ぶのかは、各世帯あるいは女性の選択によるが、それは他の要因によらない自由な選択になっているわけではない。

図表3-8にライフステージ別の就労形態の分布を示した。子どものいない世帯では妻の就労は60%を超える。けれども末子が就学前の世帯では無職が57%となっている。末子が小中高に在学している世帯では非正規雇用が51%と大きく増加する。末子が大学生以上の世帯では、再び無職が増加する。

このように、女性の働きかたは家族のライフステージ、すなわちアンペイドワークの必要性によって大きく規定されている。この点をふまえれば、仕事と家庭の両立には育児や介護の外部化が不可欠である。また就学期の子どもがいる世帯では教育費、とくに高等教育の費用を準備する必要に迫られて就労しているのかもしれない。既婚女性は、アンペイドワークも必要であるがペイドワークも必要、という狭間におかれていると考えられる。

図表3-8 ライフステージと妻の働きかた



既婚女性の働きかたを規定する要因を探るため、ここまでみてきた3類型の世帯を対象とする多項ロジスティック回帰分析をおこなった。女性の就労形態を従属変数とし、非正

規雇用を基準とした。独立変数には、世帯主および配偶者年齢と学歴、ライフステージ、居住地域、世帯年収、持ち家か否か、を投入した。分析結果を図表 3-9 に示した。

基準である非正規雇用と比較すると、配偶者の年齢が高くなると無職になりやすい。また世帯主・配偶者とも高等教育を受けていると無職になりやすい。末子が就学前であると無職になりやすい。10%水準ではあるが、世帯年収が高いと無職になりやすい傾向がある。また、持ち家があると無職ではなく非正規雇用になりやすい。居住地域についてみると、大都市圏では無職になりやすい。これらの要因のなかで、最も効果が大きいのは末子が就学前であることである。

一方、非正規雇用と正規雇用との比較では、世帯主の年齢が高いと正規雇用になりにくいことがわかる。世帯主が高等教育を受けていると正規ではなく非正規雇用になりやすいのは逆に、配偶者が高等教育を受けていると非正規雇用になりやすい。子どもがいないと正規雇用になりやすいが、末子が小中高生であると非正規雇用になりやすい。世帯年収が高いと正規雇用になりやすいが、これはむしろ夫婦ともに正規雇用であるために世帯年収が高いとも考えられる。また持ち家であることも正規雇用であることに関連している。ただし、大都市圏では正規ではなく非正規雇用になりやすい。

ここでみている世帯の世帯主は正規雇用である。世帯主の高等教育経験は配偶者の就労を正規よりも非正規に、また非正規よりも無職にする傾向がある。この点については、一般に、高収入の夫と結婚したために妻の就労が不要だと考えられている。実際、図表 3-10 に示したように、この 3 類型のなかでは妻が無職である世帯の世帯年収は 592 万円と最も少ないが、世帯主一人の収入であることを考えれば、高収入であるといえるだろう。

世帯主の高等教育経験とは異なり、配偶者の高等教育経験は、非正規よりは正規または無職へと二極分化させる効果をもつ。既婚女性の就労形態は、ライフステージが重要であるが、年齢や学歴、居住地域などによっても規定されている。ペイドワークへの女性の参加を進めるためには、これらの要因についての注意深い配慮が求められる。

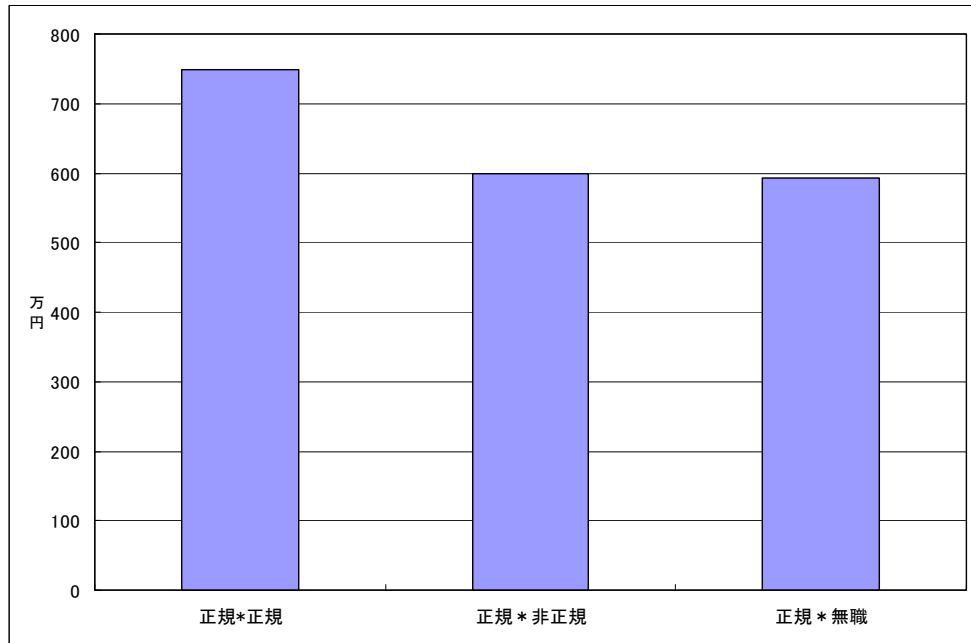
図表3-9 男性世帯主世帯における配偶者就労の規定要因
(多項ロジスティック回帰分析 基準：非正規)

		B	標準誤差	Exp(B)	
無職		(定数)	-0.966	0.218	
	年齢	世帯主年齢	-0.001	0.007	0.999
		配偶者年齢	0.016	0.007	1.016*
	学歴	(基準：高卒以下)			
		世帯主高等教育ダミー	0.237	0.058	1.267***
		配偶者高等教育ダミー	0.246	0.058	1.279***
	ライフステージ	(基準：末子大学以上)			
		子どもなし	0.084	0.120	1.087
		末子就学前	0.990	0.135	2.691***
		末子小中高	-0.488	0.121	0.614***
	年収	世帯年収	0.020	0.010	1.020+
	持ち家	(基準：持ち家なし)			
		持ち家ダミー	-0.339	0.057	0.713***
居住地域	(基準：非大都市圏)				
	大都市圏ダミー	0.287	0.051	1.333***	
正規雇用		(定数)	-0.898	0.254	
	年齢	世帯主年齢	-0.023	0.008	0.977**
		配偶者年齢	-0.002	0.008	0.998
	学歴	(基準：高卒以下)			
		世帯主高等教育ダミー	-0.270	0.069	0.763***
		配偶者高等教育ダミー	0.536	0.068	1.709***
	ライフステージ	(基準：末子大学以上)			
		子どもなし	0.395	0.142	1.484**
		末子就学前	0.136	0.162	1.146
		末子小中高	-0.423	0.143	0.655**
	年収	世帯年収	0.218	0.011	1.243***
	持ち家	(基準：持ち家なし)			
		持ち家ダミー	0.304	0.304	1.356***
居住地域	(基準：非大都市圏)				
	大都市圏ダミー	-0.792	0.064	0.453***	
		χ ² 乗値	569.201***		
		-2対数尤度	177.77		
		Nerdelkerke R ² 乗	0.187		
		N	9232		

***: p<0.001 **: p<0.01 *: p<0.05 +: p<0.1

札幌・仙台・関東・中京・京阪神・広島・北九州福岡・静岡の8大都市圏を大都市圏とした

図表 3-10 世帯類型別世帯収入



3-4 男性のアンペイドワークへの参加

前節では世帯主が正規雇用である男性世帯主世帯における女性のペイドワークへの参加について検討を加えた。本節では、男性のペイドワークへの参加についてみることにする。

3-2でみたように、男性世帯主世帯における男性の平日のアンペイドワーク時間は極めて短い。これは、実は、アンペイドワーク時間が0（ゼロ）の世帯が大多数であるためである。男性世帯主世帯では79%の世帯主でアンペイドワーク時間が0となっている。

それでは、男性未婚世帯ではどうだろうか。未婚世帯ではアンペイドワーク時間0は65%で既婚世帯よりもやや低い。これは既婚世帯よりも男性がアンペイドワークをおこなう必要があるためだろう。なお、女性未婚世帯では、この比率は34%にとどまる。

アンペイドワークをおこなっている世帯主に限定して、その平均時間をみると、男性未婚世帯では1時間8分、男性世帯主世帯では1時間23分となっている。

図表 3-11 男性世帯主世帯（正規雇用）における世帯主のアンペイドワーク

		B	Exp(B)
		(定数)	1.159
			3.186
年齢	世帯主年齢	-0.005	0.995
	配偶者年齢	-0.009	0.991
学歴	(基準:高卒以下)		
	世帯主高等教育ダミー	0.163	1.177**
	配偶者高等教育ダミー	0.130	1.139*
労働時間	世帯主仕事時間	-0.004	0.996***
妻の就労	(基準:無職)		
	正規ダミー	0.481	1.618***
	非正規ダミー	-0.117	0.890*
ライフステージ	(基準:末子大学以上)		
	子どもなしダミー	0.085	1.089
	末子就学前ダミー	0.847	2.334***
	末子小中高ダミー	0.044	1.045
居住地域	(基準:非大都市圏)		
	大都市圏ダミー	-0.245	0.783***
χ ² 乗値		1286.342***	
-2対数尤度		10216.137	
Nerdelkerke R ² 乗		0.168	
N		11454	

***: p<0.001 **: p<0.01 *: p<0.05 +: p<0.1

札幌・仙台・関東・中京・京阪神・広島・北九州福岡・静岡の8大都市圏を大都市圏とした

次に、男性世帯主世帯で世帯主が正規雇用、配偶者が正規雇用・非正規雇用・無職の世帯に限定して、世帯主が平日にアンペイドワークをおこなうか否かについてみることにしよう。具体的には、アンペイドワークをおこなう場合を1、おこなわない場合を0とする従属変数を設定し、独立変数を年齢、夫婦の学歴、妻の就労、ライフステージ、居住地域とする2項ロジスティック分析をおこなった。結果を図表 3-11 に示した。なお、世帯主の家事時間が0である比率は、正規*正規で73.6%、正規*非正規で84.4%、正規*無職では79.2%である。

世帯主の学歴は1%水準、配偶者の学歴は5%水準で有意で、高等教育を受けているほど世帯主はアンペイドワークをおこなう。当然のことながら、仕事時間が長いとアンペイドワークをおこなわない傾向になる。また、配偶者が正規雇用であるとアンペイドワークをおこなうが、逆に非正規であると、配偶者が無職である場合よりもアンペイドワークをおこなわない。また、末子が就学前であるとアンペイドワークをおこなうが、大都市圏ではおこなわない世帯主が多くなるのがわかる。ライフステージが最も重要な要因であるが、配偶者の就労形態や学歴、居住地域によっても異なっている。ただし、年齢の効果はみられない。

図表は省略したが、配偶者の就労形態別に世帯主が家事をおこなう比率をみると、配偶

者が正規で 26.4%、非正規 15.6%、無職 20.8%であった。アンペイドワークをおこなっている世帯主について、配偶者の就労形態別に時間をみると、正規雇用で1時間 16分、非正規雇用で1時間 5分、無職で1時間 21分となっている。妻が非正規雇用であると、夫がアンペイドワークをおこなう比率も小さく、おこなう場合の時間も短くなっていることがわかる。一方、妻が無職の世帯では、夫がアンペイドワークをおこなう比率は妻が正規雇用である世帯よりも小さいが、末子が就学前であることが多いことから、おこなう場合の時間が多くなっていると考えられる。

4 まとめにかえて

以上、2006年「社会生活基本調査」A票データをもちいて、男性世帯主世帯を中心として、配偶者の就労形態に着目しつつ、平日の生活時間をみてきた。男性が正規雇用である世帯では、配偶者の就労は非正規雇用が最も多く、次いで無職、正規雇用となっている。配偶者の就労形態による世帯主の生活時間の配分は、それほど大きな違いはないが、配偶者自身の生活時間配分は就労形態によって大きく異なる。

どの世帯類型でも、長時間労働のため、平日における男性の家事負担を望むことができる世帯は少数である。なかでも正規雇用で就労している女性の二重負担は深刻であるといえるだろう。一方、妻が非正規雇用で就労している世帯では、夫の家事負担は最も少なくなっており、時間の負担はそれほど大きくないとしても、精神的な負担が大きいと考えられる。また、妻が無職である世帯では、末子が就学前であることが多く、就労を断念せざるをえないことも多いと考えられる。

正規雇用で就労している男性の長時間労働は、すでに繰り返し指摘されてきた。そして、男性の長時間労働と女性の不完全就労とは表裏一体の関係にある。アンペイドワークを引き受けるために非正規の短時間就労を選ばざるをえなかったり、就労そのものをあきらめなければならなかったりする女性が数多く存在する。

女性の不完全就労のために、いくら男性が長時間労働をしても、国民一人当たりや世帯あたりの労働時間は、実は、それほど長くはない。図表3-1に示した4つの世帯類型に所属する人びとのペイドワークの平均時間は6時間 13分にとどまる。男性世帯主世帯について世帯あたりのペイドワーク時間をみても12時間 6分である。

不況のため顕著になってはいないが、人口が減少するなかで労働力の不足が懸念されている。社会経済状況にもよるが、マクロ社会レベルで必要とされる労働時間が一定あるいは増加するならば、女性の就労を促進して女性のペイドワーク時間を増やすほかはない。そのためには、男性の長時間労働を是正してアンペイドワーク時間を増やす必要がある。表裏一体の関係にある性別役割分業を解消することこそが、喫緊の社会的課題であるといえる。

参考文献

- 伊藤セツ・天野寛子編著（1989）『生活時間と生活様式』光生館
- 大竹美登利（1997）『大都市雇用労働者夫婦の生活時間にみる男女平等』近代文芸社
- 濱口桂一郎（2009）『新しい労働社会——雇用システムの再構築へ』岩波書店（岩波新書）
- 本田一成（2010）『主婦パート 最大の非正規雇用』集英社（集英社新書）
- 水野谷武志（2005）『雇用労働者の労働時間と生活時間 国際比較統計とジェンダーの視角から』御茶の水書房
- 水野谷武志（2010）「ヨーロッパ統一生活時間調査(HETUS)の同行と「社会生活基本調査」
『法政大学日本統計研究所報』No.3 pp.19-25
- 矢野眞和（1995）『生活時間の社会学 社会の時間・個人の時間』東京大学出版会
- 矢野眞和・連合総合生活開発研究所（1998）『ゆとりの構造——生活時間の6か国比較』
日本労働研究機構
- 山口一男・樋口美雄編（2008）『論争 日本のワーク・ライフ・バランス』日本経済新聞社
- Patrushev, V. O. (1972) "Aggregate time-balances and their meaning for socioeconomic planning", A. Szalai(ed.), *The Use of Time*, Mouton